（健Ⅱ208）
平成３１年２月４日

都道府県医師会
担当理事　殿

日本医師会常任理事
羽　鳥　　裕

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の周知について

標記事業が平成３０年１２月より実施されることにつきましては、本年７月２日付け文書（健Ⅱ69）等をもって、貴会あてご連絡申し上げたところであります。

今般、厚生労働省において、より多くの患者に当該事業の利用を促すことを目的として別添のリーフレットが作成され、本会に対して周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事　務　連　絡
平成３１年１月２３日

公益社団法人　日本医師会　御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の周知について（依頼）

平素より肝炎対策の推進につきましては、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、平成３０年１２月より、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業として、肝がん・重度肝硬変の研究及び肝がん・重度肝硬変患者への支援（医療費助成）を開始しております。

厚生労働省としても、本事業は、長年のご要望を受けようやく実現に至った経緯も踏まえて、より多くの方に利用していただきたいと考えております。

つきましては、貴会を通じて、医療現場で日頃より肝炎医療に携わる先生方に対して、本制度の概要をご周知いただき、診療の際には、患者の方々へ本事業の利用についてのご案内をいただきたく、お願いをする次第です。

厚生労働省において作成し、各都道府県へも配布している本事業のリーフレットを添付いたしますので、ご活用いただきたく存じます。リーフレットにも記載しておりますように、本事業の詳細については、本事業の実施主体である都道府県にお問い合わせいただくよう、患者の方々へのご案内をお願いいたします。

また、併せて、事業概要も添付いたしますので、ご覧ください。

肝炎医療に携わる先生方からのご案内が、患者の方々が本事業を利用する契機となるものと考えておりますので、ご配慮をいただきたく、お願いいたします。

（添付資料）
・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について
・リーフレット

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施（平成３０年１２月開始）。

実　施　主　体	都道府県※
対　　象　　者	**B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変**に関する医療保険各法又は高齢者の医療確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者 （所得制限：年収約370万円以下を対象）
対　象　医　療	指定医療機関における**肝がん・重度肝硬変の入院医療**で、過去１年間で高額療養費の限度額を超えた月が**既に3月以上の場合**に、**4月目以降**に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。
自己負担月額	１万円
財　源　負　担	国　１／２　　地方　１／２

※長野県では、本事業ではなく、地方単独事業で実施されています。

平成30年12月から

肝がん・重度肝硬変の入院医療費への助成が受けられます

医療費の自己負担額が一定額を超えた月が、年四か月以上ある場合

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療(※1)を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1　B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関（指定医療機関）に入院している場合が対象です。

利用の流れ

①入院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で入院記録票を受け取って下さい

↓

肝がん・重度肝硬変で入院する度に、指定医療機関で入院記録票に入院の記録をしてもらって下さい

②助成を受ける手続をします

指定医療機関の医師に臨床調査個人票（診断書）を記載してもらった上で、同意書に署名して下さい

↓

臨床調査個人票や同意書、入院記録票(※2)などを添えて都道府県に申請して、参加者証を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院して自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去１２月で既に３月以上あるときに、４月目から自己負担額が月１万円となるように助成を受けることができます

※2　参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が３月以上あることが記載された入院記録票が必要です。

詳しくはお住まいの都道府県にお問い合わせください

肝炎情報センター(http://www.kanen.ncgm.go.jp/)の「肝炎医療ナビゲーションシステム(肝ナビ)」から全国の指定医療機関を検索できます。

肝ナビ 肝炎医療ナビゲーションシステム

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare